

ブラジルにおけるBSEの発生について

農林水産省は、本日、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」という。）におけるBSEの発生確認を受けて、直ちに同国産の牛肉製品等の輸入を停止しました。

経緯

ブラジル・パラナ州の繁殖牛（雌）（2010年12月死亡。死亡時約13歳）にBSE*が確認された旨、平成24年12月7日付けで同国政府より国際獣疫事務局（OIE）に対して通報がありました（OIEによる公表は12月8日）。

*BSE：Bovine Spongiform Encephalopathy（牛海綿状脳症）

対応

上記経緯を受けて、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、本日、ブラジル産の牛肉製品等の輸入を停止するとともに、当該事案について同国家畜衛生当局へ追加情報を求めました。

（参考）ブラジルからの牛肉※1の主な輸入実績（単位：トン）

		2009年	2010年	2011年
1. 生鮮牛肉	ブラジル※2	0	0	0
	全世界	515,389	547,136	561,155
2. 加熱処理牛肉	ブラジル	1,474 (26%)	935 (17%)	1,435 (21%)
	全世界	5,753	5,579	6,741
3. 全牛肉（1+2）	ブラジル	1,474 (0.3%)	935 (0.2%)	1,435 (0.3%)
	全世界	521,142	552,715	567,896

※1：消化管等は除く。

※2：ブラジルは口蹄疫発生国であるため、同国から生鮮牛肉を輸入することはできない。また、特定危険部位を除去した加熱処理肉のみが輸入可能。

出典：農林水産省動物検疫年報

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：山本、古田

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>